

令和3年第6回南島原市教育委員会定例会

日時 令和3年6月29日（火） 午後2時
場所 南有馬庁舎 3階中会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第34号 南島原市学校運営協議会規則の制定について

報告第1号 南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例
について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

令和3年第6回南島原市教育委員会定例会教育長報告

○令和3年5月の諸会議並びに諸行事

- 26日(水) 14:00 令和3年第5回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 28日(金) 14:00 令和3年度第1回南島原市学校給食会役員会(南有馬庁舎)
- 31日(月) 9:00 校長当初面談(南有馬庁舎)

○令和3年6月の諸会議並びに諸行事

- 1日(火) 14:15 南島原市校長会第2回研修会(カムス)
- 3日(木) 15:00 令和3年度南島原市学力向上推進員委嘱状交付式(南有馬庁舎)
- 7日(月) 13:30 J A学童傘贈呈式(南有馬庁舎)
- 8日(火) 13:30 南島原市教頭会第2回研修会(コレジヨホール)
- 10日(木) 15:00 部局長会議(西有家庁舎)
- 14日(月) 8:40 教育委員辞令交付式(西有家庁舎)
- 16日(水) 9:00 第1回史跡原城跡・日野江城跡専門委員会(南有馬庁舎)
- 17日(木) 10:00 令和3年第2回市議会 開会(有家庁舎)
- 21日(月) 10:00 令和3年第2回市議会 一般質問(～6月23日)(有家庁舎)
- 23日(水) 10:00 令和3年第2回市議会 一般質問、議案質疑、委員会付託(有家庁舎)
- 24日(木) 9:20 令和3年度南島原市中総体陸上大会(諫早市)

議案第 34 号

南島原市学校運営協議会規則の制定について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会について必要な事項を定めるもの。

令和 3 年 6 月 29 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めることにより、協議会の設置及び運営に資することを目的とする。

(協議会の趣旨)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。）の校長の権限と責任の下、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者その他教育委員会が必要と認める者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画及び地域住民等による学校運営への支援を促進することにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善と児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(協議会の設置)

第3条 教育委員会は、前条に規定する趣旨を踏まえ、別に定める区域に協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置する区域を定めようとするときは、その区域内の学校の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 学校経営計画
- (3) 組織編制
- (4) 施設設備の管理

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(地域住民等の理解等の促進)

第5条 協議会は、前条に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解、連携及び協力が促進されるよう努めるものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を地域住民等に対して積極的に提供するよう努めるものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する趣旨を踏まえ、対象学校の職員の任用に関し、第4条第1項の基本的な方針に基づく学校の運営に資する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は長崎県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(委員の委嘱)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、24人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

(委員の任期等)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員を委嘱した後の最初の会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 対象学校の校長及び職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議事の採決に参加することはできない。

(会議の公開)

第12条 会議は、協議会が必要と認めた場合を除き、公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を、営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(委員の報酬)

第14条 委員の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）に定めるところによる。

(委員の解属)

第15条 教育委員会は、委員から辞職の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該委員を解属することができる。

(1) 第13条の規定に違反したとき。

- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他解属に相当する事由があると認められるとき。
- 2 教育委員会は、委員を解属する場合には、その理由を明示しなければならない。
(協議会の庶務)

第16条 協議会の庶務は、協議会を置く区域の対象学校において処理する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月9日から施行する。

報告第1号

南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市学校給食センターを令和3年9月1日に設置するため、所要の改正を行うので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和3年6月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

第1条 南島原市立学校給食センター条例（平成18年南島原市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
南島原市学校給食センター	南島原市西有家町龍石795番地4
南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁7630番地2

第2条 南島原市立学校給食センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南島原市学校給食センター条例

第1条中「南島原市立学校給食センター」を「南島原市学校給食センター」に改める。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 南島原市学校給食センター
- (2) 位置 南島原市西有家町龍石795番地4

第4条中「給食センターごとに」を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年10月1日から施行する。

南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正

新	旧																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 507 1111 759"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市学校給食センター</td> <td>南島原市西有家町龍石 795 番地 4</td> </tr> <tr> <td>南島原市立深江学校給食センター</td> <td>南島原市深江町丁 7630 番地 2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南島原市学校給食センター	南島原市西有家町龍石 795 番地 4	南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁 7630 番地 2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 507 2074 1161"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市立深江学校給食センター</td> <td>南島原市深江町丁 7630 番地 2</td> </tr> <tr> <td>南島原市立布津学校給食センター</td> <td>南島原市布津町甲 1775 番地 1</td> </tr> <tr> <td>南島原市立有家学校給食センター</td> <td>南島原市有家町尾上 3025 の 2 番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立西有家学校給食センター</td> <td>南島原市西有家町須川 55 番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立北有馬学校給食センター</td> <td>南島原市北有馬町己 657 番地 1 外</td> </tr> <tr> <td>南島原市立口之津学校給食センター</td> <td>南島原市口之津町丁 4455 番地 3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁 7630 番地 2	南島原市立布津学校給食センター	南島原市布津町甲 1775 番地 1	南島原市立有家学校給食センター	南島原市有家町尾上 3025 の 2 番地	南島原市立西有家学校給食センター	南島原市西有家町須川 55 番地	南島原市立北有馬学校給食センター	南島原市北有馬町己 657 番地 1 外	南島原市立口之津学校給食センター	南島原市口之津町丁 4455 番地 3
名称	位置																				
南島原市学校給食センター	南島原市西有家町龍石 795 番地 4																				
南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁 7630 番地 2																				
名称	位置																				
南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁 7630 番地 2																				
南島原市立布津学校給食センター	南島原市布津町甲 1775 番地 1																				
南島原市立有家学校給食センター	南島原市有家町尾上 3025 の 2 番地																				
南島原市立西有家学校給食センター	南島原市西有家町須川 55 番地																				
南島原市立北有馬学校給食センター	南島原市北有馬町己 657 番地 1 外																				
南島原市立口之津学校給食センター	南島原市口之津町丁 4455 番地 3																				

第2条による改正

新	旧						
<p style="text-align: center;"><u>南島原市学校給食センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく学校給食を実施するため、<u>南島原市学校給食センター</u>(以下「給食センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>名称</u> <u>南島原市学校給食センター</u></p> <p>(2) <u>位置</u> <u>南島原市西有家町龍石795番地4</u></p> <p>(運営審議会)</p> <p>第4条 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食運営審議会を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>南島原市立学校給食センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく学校給食を実施するため、<u>南島原市立学校給食センター</u>(以下「給食センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 770 2072 1023"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市学校給食センター</td> <td>南島原市西有家町龍石 795 番地 4</td> </tr> <tr> <td>南島原市立深江学校給食センター</td> <td>南島原市深江町丁 7630 番地 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(運営審議会)</p> <p>第4条 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、<u>給食センターごとに</u>学校給食運営審議会を置くことができる。</p>	名称	位置	南島原市学校給食センター	南島原市西有家町龍石 795 番地 4	南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁 7630 番地 2
名称	位置						
南島原市学校給食センター	南島原市西有家町龍石 795 番地 4						
南島原市立深江学校給食センター	南島原市深江町丁 7630 番地 2						